

会議録・平成27年3月9日第1回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成27年2月26日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 3月9日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
15番	辻井	成人			

1. 欠席議員

14番 綿民和子

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西田 一成	こども課長	世古口 哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
土地利用調整監 松本 雅之 監 査 委 員 児島 吉男

1. 会議録署名議員

8 番 江 京 子 9 番 伊 豆 千夜子

1. 提出議案

- 同意第 1 号 監査委員の選任同意について
- 議案第 1 号 松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について
- 議案第 2 号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第 3 号 松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域衛生組合同規約の変更に関する協議について
- 議案第 4 号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 明和町保育所設置条例の全部を改正する条例
- 議案第 6 号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 明和町認定こども園設置条例の制定
- 議案第 8 号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定
- 議案第 9 号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員

- 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定
- 議案第13号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定
- 議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 議案第15号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定
- 議案第17号 明和町幼稚園条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第19号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 明和町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
- 議案第28号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定

- 議案第29号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 平成27年度明和町一般会計予算
- 議案第32号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第39号 平成27年度明和町水道事業会計予算
- 議案第40号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第9号）

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 広域連合議会議員の選挙について
(三重県後期高齢者医療広域連合)
- 日程第6 同意第1号 監査委員の選任同意について
- 日程第7 議案第1号 松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第8 議案第2号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第9 議案第3号 松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域衛生組合規約の変更に関する協

議について

- 日程第10 議案第4号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第5号 明和町保育所設置条例の全部を改正する条例
- 日程第12 議案第6号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第7号 明和町認定こども園設置条例の制定
- 日程第14 議案第8号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定
- 日程第15 議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定
- 日程第19 議案第13号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定
- 日程第20 議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 日程第21 議案第15号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第16号 明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定
- 日程第23 議案第17号 明和町幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第18号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議案第19号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第20号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第21号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第22号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第23号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第24号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第25号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第1回明和町議会定例会を開会します。

なお、綿民副議長から所用のため、本日の会議に欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告します。

また、鈴木教育委員長からも所用のため、本日の会議に欠席する旨、連絡を受けておりますので、合わせてご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

8番 江 京子 議員

9番 伊 豆 千夜子 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの12日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月20日までの12日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出いただいた、11月、12月、1月の例月出納検査結果報告書、平成26年度定期監査結果報告書の写し、各一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、平成27年度町単事業について総務産業常任委員会に付託し、調査をしていただくことにしておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

本日ここに、平成27年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本定例会の会期を本日から12日間とお決めいただき、新年度予算をはじめ諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。本定例会は、平成26年度を締めくくる議会でありますとともに、新年度予算のご審議を賜るわけでございます。

ようやく春の兆しを感じられる今日この頃ですが、3月11日は東日本大震災が発生した日です。もう4年も経ったのかと、思うとともに、被災地の本格的復興や福島原発事故の終息には至らず、今もなお現地では日夜奮闘する皆さんがおられます。ここに改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の早期復興が成し遂げられるよう、心より願うところであります。そして、震災の教訓を本町のまちづくりに活かし、災害に強い明和町をつくりあげることこそが、我々の使命であると、改めて深く受け止めるものでございます。

国は、昨年12月に経済対策を公表し、強い経済の再生で経済の好循環を地方にまで波及させることや地方創生を含めた補正予算を打ち出しました。

当町は第5次総合計画を基本に新年度予算の編成を行い、一般会計の予算総額は79億9,400万円、特別会計、水道事業会計を含めた予算総額は、159億1,980万円の予算を編成いたしました。

新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして簡略にご報告をさせていただきます。

年末年始は、12月30日に大淀港網元倶楽部が主催する漁師祭りが開催され、大淀漁港で水揚げされた魚介類の販売や漁船からの海苔養殖見学会なども行われ、買い物客で賑わいました。この取り組みについては、町も地域貢献チ

チャレンジ事業で支援しましたが、地域の経済活性化にもつながる試みで、さらなる広がりを期待するものです。

元日は、大淀ふれあいキャンプ場前の海岸で、明和町観光協会が主催の「初日の出を迎える会」が開かれました。例年以上に多くの方々が訪れ、勇壮な業平夢太鼓の演奏などもあり、大いに盛り上がりました。

厳しい寒さの中、準備作業や当日の運営に携わっていただいた関係者の皆さんに、改めてお礼を申し上げます。

今年の成人式は、1月11日に町中央公民館で開催しました。183人が出席し、新成人を代表し、北岡純さんが決意とお世話になった人たちへの感謝の言葉を述べました。私からは、大人の責任を自覚し、夢と希望を忘れることなく、自分が目指す目標に向かって歩み続けてほしいと、祝辞をおくりました。

また、同日は、明和消防署南側の広場で第37回北野凧揚げまつりも開催され、好天のもと子どもから大人まで大勢の皆さんが新春の凧揚げを楽しみました。

1月12日、有爾中自警団の防災の集いが開かれ、私も参加させていただきました。この集いは、15年続いているとのこと。自治会長さんによると、この地区は標高が高いので津波は心配していないが、地震が発生すれば火災の発生が懸念されるとのことでした。この日は、明和防災センター署員を講師に招き、防災講話やAED講習、消火器訓練などが行われました。町としても、町内各地で自主防災組織がさらに増えて、活動が活発化するように、しっかりと支援してまいりたいと思います。

1月13日、鈴木三重県知事との1対1対談が役場庁舎で開かれました。知事には、史跡齋宮跡の実物大復元建物整備への県の取り組みに対してお礼を申し上げるとともに、施設の活用は文化財や復元建物の趣旨を損なわない範囲で、収入が見込める対策を講じることができるよう、特段のご配慮をいただきたいことや、防災対策では、津波対策緊急整備事業や大淀小学校の移転

などの際には、今まで以上に積極的に財政支援をしていただきたいことなどをお願いしました。

この日は、交通安全街頭啓発の日でもあり、私も早朝に交通安全を呼びかけるため街頭に立ちました。中央線のヤンマー明和店の近くの交差点には、待望の交通信号機が新しく設置されましたが、この地区は上御糸小学校や中学校に通う児童生徒が多く、自治会長さんなどから交通信号機の設置を度々要請されていたものです。この場をお借りして、関係者の皆さんにお礼を申し上げます。

今年の明和町消防団出初め式は、中央公民館と役場駐車場で1月18日に行われました。藪谷消防団長以下、消防団員や明和消防署員など総勢約200人が参加しました。式典では、長年、消防団活動に功績のあった方々の表彰を行い、役場駐車場では、通常点検や機械器具点検、一斉放水が行われました。消防団の皆さんには今後もまちを守る要として、一層のご尽力を賜りたいと存じます。

1月29日に、町防災会議を開催し、自治会や消防団などの代表者の方々や関係機関の職員に集まっていただきました。会議では、検討を続けてきた町の津波避難計画や新たに整備する津波避難タワーの考え方などを、お示しさせていただきました。

2月3日は、「歴史文化を活かした観光地域づくり」をテーマに第3回中部歴史まちづくりサミットが犬山市で開かれ、私もパネラーとして参加させていただきました。サミットは、全国から約300人が参加し、基調講演や中部地方の歴史的風致維持向上計画の認定市町の9人の首長によるパネルディスカッションが行われました。歴史文化を活かした観光施策は、文化財の復元や保存、整備もさることながら、文化財をキーワードとした各種大会や行事を積極的に誘致することで、町の観光客の増加だけでなく、史跡齋宮跡の文化財としての価値を県内外に発信できる機会にもなると再認識した次第です。

今年も、2月の4日に明和サンライズクラブさんから、65万円の寄附をいただきました。今回で7回目となりましたが、防犯灯の整備や小学校の防災備蓄品の購入に活用させていただくことにしております。

また、同日、もつてこいマイバッグレジ袋有料化検討会の収益金を財源として、当町では初めてとなる小型電気自動車を導入し、三重大学の朴先生をお招きして、その発表会を開催しました。低炭素化省エネ社会の創造に向けた啓発の一助として期待をしております。

2月15日、第8回美し国三重市町対抗駅伝大会が県庁から伊勢市の県営陸上競技場までの10区間、42.195キロのコースで繰り広げられ、明和町は町の部で7位に入賞しました。選手の皆さんは、全員元気に快走していただきました。選手の皆さん、関係者の皆さん、沿道で応援いただいた町民の皆さんに、改めてお礼を申し上げます。

2月18日は、念願でありましたみょうじょうこども園の竣工式を行いました。このこども園は、教育・保育・子育て支援を総合的に実施する施設で、県下で2例目とのことであります。自然環境に恵まれ、三重県産の木材をふんだんに使用した、明るく温もりのある施設になりました。式典には、施設の整備に関わっていただいた多くの関係者に集まっていただき、私からは、これまでのご協力とご尽力にお礼を申し上げます。

子どもたちがこの施設で、いきいきと過ごし、健やかに成長することを願うとともに、私も職員ともども園の運営に今後鋭意、努力をしていく所存であります。

3月1日、第11回いつきのみや梅まつりは、あいにくの天候で中止となりましたが、斎宮歴史博物館講堂で、めい姫テーマソング「ユーめい姫ドリーム！」の初お披露目と歌詞公募の表彰式を行いました。

会場には、歌詞の公募で最優秀作品に輝きました伊勢市の山本芳登（よしと）さんや作曲をしていただいた明和町出身の作曲家長岡成貢さんにもご出席をいただき、盛り上げていただきました。また、悪天候にもかかわらず大

勢の皆さんが来場され、めい姫のイメージにあった明るく元気が出るテーマソングの初お披露目を満喫していただきました。今後、このテーマソングを町内外の各種イベント等で披露し、めい姫とともに明和町のPRに大いに活かしていきたいと思っております。

諸報告につきましては、以上であります。本定例会には、人事案件の選任同意が1件、協定の締結と変更が2件、組合規約の変更が1件、町道の廃止及び認定が1件、条例の制定と一部改正が18件、並びに平成26年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算等、平成27年度一般会計予算及び特別会計予算等を合わせて合計39件の議案等を提案させていただくことといたしております。

経済の好循環と地方創生を目指す国の経済対策下ではありますが、地方経済への波及を考えると、まだまだ厳しいものがあり、TPPの影響や、社会保障制度改革、地方税収の見込みなど町財政への影響は、極めて不透明であります。このような中でも、本町にとりましてはインフラの整備などを始めとして、まちづくりの手綱を緩めるわけにはまいりません。

財政運営の基本である最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、議員の皆様、町民の皆様のお力を得て、住みよく、こころ豊かなまちの実現に向けて不退転の決意で取り組んでまいることを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎広域連合議会議員の選挙について

○議長（辻井 成人） 日程第5 広域連合議会議員の選挙について 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中井幸充町長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、中井幸充町長を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、中井幸充町長が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

中井幸充町長が、ただいま議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されましたことを告知いたします。

以上で、日程第5 広域連合議会議員の選挙について、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

◎同意第1号の上程～同意

○議長（辻井 成人） 日程第6 同意第1号 監査委員の選任同意について
を議題とします。

議案の朗読を求めます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、同意第1号 監査委員の選任同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この度、児島吉男監査委員から辞職願いが提出されたことに伴い、後任に、明和町大字斎宮3389番地2に在住の西村和久氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

西村氏は、昭和24年1月16日生まれで、昭和42年3月、近畿日本鉄道株式会社に入社後、工務課助役、管理課主査等を歴任し、建築、人事、社員教育など幅広く担当され、平成21年1月に退職されています。その後、平成21年2月から2年間、関係会社の名古屋建築工事事務所所長代理として勤務され、建築関係に特に精通されています。

西村氏は、知識・経験とも豊富な方で、監査委員として適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

これから、同意第1号 監査委員の選任同意についてを採決します。

同意第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、同意第1号は、可決されました。

○議長（辻井 成人） ただいま、同意が可決されました西村和久様がお見えになっております。

ご挨拶をいただくため、暫時休憩します。

（午前 9時 19分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、日程第6 監査委員の選任同意を終わります。

（午前 9時 22分）

◎議案第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第7 議案第1号 松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第1号 松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の締結につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成23年10月に中心市宣言を行った松阪市と明和町が、相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保しつつ、圏域全体の福祉の向上及び地域の活性化を図るため、定住自立圏形成協定を締結しようとするもので、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第1号 松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について、詳細説明を行います。

4ページ、定住自立圏の形成に関する協定書をご覧ください。

松阪地域の定住自立圏構想につきましては、松阪市と多気郡3町で検討を進めてまいりました。松阪市の中心市宣言が平成23年10月11日に行われ、その後、協議が中断しておりましたが、本年1月から事務レベルでの協議を再開し進めてきました結果、中心市である松阪市との協定書案の調整が整いましたので、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条に基づき、今議会での議決をお願いするものでございます。

第1条では、中心市である松阪市と明和町が圏域全体の生活機能の確保など、定住自立圏を形成する事項を定める調定の目的について起債しております。

第2条では、基本方針として、別表第1、2枚めくっていただいた6ページからでございます。第3に掲げる分野、12ページまででございますが、こういった分野の取り組みについて掲げております。

4ページにお戻りいただきまして、第3条では、事務の執行にかかる基本的事項を定め、受益者負担割合に応じて費用を負担することなどを定めてお

ります。

第4条では、協定の変更、第5条では、廃止について、あらかじめ議会の議決を経なければならないことを定めておりました、第6条では、その他定めがないものの処理方法について定めております。

先ほど、別表第1から第3につきまして、具体的な内容となりますが、先の全員協議会において説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） ちょっと一つだけお聞きします。

産業振興に企業誘致と企業間連携の推進と書かれていますが、明和町としてはどのような方向性をもって望まれるかを教えてください。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 今はそれぞれの項目等でございまして、これから協定後、圏域の策定ビジョンを策定いたします。松阪市中心市がですね、ビジョンのほうの策定をいたしますので、その中で具体的な内容について掲載をしていきたいと考えております。ですので、現在のところは連携項目の整理ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 乾議員。

○7番（乾 健郎） 将来的な展望を考えてみえないということなんですか。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 企業誘致につきましては、現在のところ明和町としては非常に厳しいものがございます。しかし、この広域で松阪市、あるいは多気町、そういった部分の中で企業誘致が図れば、町内の若者がそこに勤め

るという、雇用の確保ということにもつながりますので、課長申し上げましたように、明和町単独では非常に難しい部分があるのかもわかりませんが、広域的にとらえる中で、雇用の拡大等々、そういったものにつなげていけるというふうに思っておりますので、今回、新たに色々な形、どういう組み合わせができるのか、ビジョンを策定後にですね、具体的には詰めていきたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 乾議員。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。

なるべく明和町も企業誘致に向けて、発展的な考えで進んでいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第1号 松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の締結についてを採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第8 議案第2号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました、議案第2号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成26年7月に締結した伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定に定める事項について、新たに商工業の振興分野を追加するため、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第2号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更について、詳細説明を申し上げます。

14ページ、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書をご覧ください。

伊勢市と明和町では10の施策について協定を締結していましたが、今回、イベントの誘致や開催について新しく追加することとなったものでござい

す。

その下、別表第1－2の表、施策の項に商工業の振興等について記述を新たに追加することになりました。

定例会資料2－3－2をご覧くださいますと、現在の10項目、それと新たに追加されました新規のイベントの開催等の記述等がございます。この件について追加をさせていただきたいということがございます。

よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第2号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第9 議案第3号 松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域衛生組合同規約の変更に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第3号 松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域衛生組合同規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務に、松阪市のうち旧嬉野町の区域にかかるし尿処理等の事務を加え、松阪地区広域衛生組合同規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議するため同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

議案第3号 松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域衛生組合同規約の変更につきまして、詳細説明を申し上げます。

資料は、定例会資料の10-2-1の新旧対照表をご覧ください。

松阪市のうち旧嬉野町の区域につきましては、し尿処理等の事務を津市に委託してきましたが、松阪市におけるし尿処理の体制が整ったことから、平成27年4月より松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務に、松阪市の旧嬉野町の区域を加えるため、松阪地区広域衛生組合同規約の変更を行うものでございます。

規約の変更にあたりましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方団体の協議が必要であり、この協議を行うため同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第3号 松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域衛生組合同規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第10 議案第4号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第4号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、行政指導の中止や処分等の手続きにかかる必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） それでは、議案第4号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

定例会資料は1-1-5ページをおめくりください。

本件は、行政手続法の一部改正に伴い、本町においても改正法で加えられた行政手続きを規定するため所要の改正を行うもので、法制運営における公

正の確保と透明性を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的として改正するものでございます。

改正箇所でございますけれども、新旧対照表の第33条2項で、行政指導の方式の部分、行政指導に携わる者は行政指導の際に、根拠となる法令を提示することを義務づける旨を規定しており、第3項では、相手方から根拠となる書面の提示を求められた場合には、特段の必要のない限り、その書類を交付する旨の規定でございます。

それから、第33条行政指導の中止等の求めでは、法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止の求めの規定が加えられました。また2項では、その手続規定を規定し、3項では、その申し出があった場合は、当該行政指導が法令の要件に適合しないと認める場合は、その他必要な措置をとらない旨の規定でございます。

1-1-6をおめぐりいただきます。第34条の3でございますが、処分の求めの規定では、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導がなされていないと思慮するときは、町が権限を有する場合はその求めを要求することができるという規定でございます。第2項は、処分の求め等の手続規定、3項は、当該申し出があった場合には行政処分、または行政指導をしなければならない旨の規定を設けております。

他の改正点につきましては、目次の改正であるとか、2条から28条までは字句の修正でございます。

附則で施行期日は、平成27年4月1日としております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第4号

の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第11 議案第5号 明和町保育所設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第5号 明和町保育所設置条例の全部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法の一部改正及び子ども子育て支援法の施行等々に伴い、本条例の全部について改正する必要があるため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 議案第5号 明和町保育所設置条例の全部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の21ページをご覧くださいと思います。

まず、第1条は目的でございます。児童福祉法の改正によりまして、保育所の設置目的を保育に欠けるから、保育を必要とするに文言を改めております。

それから、2条、3条は変更ございませんが、4条につきましては、保育に欠ける要件が消滅したこと、それから新制度に基づく新たな明和町子どものための教育保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額を保育料として徴収するに改めたものでございます。

第7条で、規則への委任をうたっております。この条例の施行について必要な事項は規則で定めることとしております。

附則で、この条例は子ども子育て支援法の施行の日から施行するとしております。以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第5号

の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 明和町保育所設置条例の全部を改正する条例を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第12 議案第6号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第6号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法の一部改正に伴い、小学校に就学しているすべての児童が施設利用の対象となったため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 議案第6号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料の12-1-1に新旧対照表を付けさせていただいております。そちらをご覧くださいと思いますが、右側が改正前で、左が改正後になりますが、下線の部分を改正することとしております。

第1条中、小学生低学年を、小学校に就学しているに改めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第13 議案第7号 明和町認定こども園設置条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第7号 明和町認定こども園設置条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園の設置と運営に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 議案第7号 明和町認定こども園設置条例
につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の26ページをご覧くださいと思います。

第1条、設置でございます。小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を
一体的に行うことにより、子どもが地域において健やかに成長する環境を充
実させるために設置することとしております。

第3条で、名称位置及び定員でございますが、名称はみょうじょうこども
園、位置は明和町大字明星1060番地、定員は150人としております。

第4条は、入園資格でございます。子ども子育て支援法第20条に規定する
支給認定を受けた者といたします。

第5条、開園時間でございます。午前7時から午後7時までとしておりま
す。

第6条、休園日は保育所と同様でございますが、ただし書きで、町長が必要
があると認めるときはこれを変更することができるとしております。

なお、第8条の委任でございますが、必要な事項は規則で定めることとし
ております。

附則としまして、この条例は27年4月1日から施行することとしておりま
す。

以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行いま
す。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第7号
の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 明和町認定こども園設置条例の制定を採決します。
議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第14 議案第8号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第8号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、子ども子育て支援法の施行等に伴い、子どものための教育・保育給付に関する利用者負担に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 議案第8号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

29ページをご覧くださいと思います。

趣旨、第1条でございますが、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、負担すべき費用につきまして、必要な事項を定めるものとしております。

第2条、利用者負担額でございますが、当該規定の政令で定める額の限度額として、規則で定めることとしております。

それから、利用者負担額の減免でございますが、第3条で、町長が災害その他の理由により特に必要があると認めるときは利用者負担額を減額し、または免除することができるとしております。

委任、第4条でございます。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則、なお、この条例は法の施行の日から施行するとしております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第8号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第15 議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明

を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく介護保険法の一部改正で、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準について、県が新たに制定した条例を引用するほか、国の基準に準拠させるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

資料により説明させていただきます。

定例会資料の6-2-7から、6-2-40までとなりますが、資料6-2-7がこの条例改正理由及び主な改正内容をまとめたものとなっておりますので、こちらで説明させていただきたいと思っております。

この改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法において、介護保険法の一部が改正されたことにより、これまで厚生労働省令で定められていた基準を引用していたものを、県が新たに制定した条例を引用するよう改正するほか、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年1月に公布されたことにより、国の基準に準拠させるよう改正をするものでございます。

第3次一括法の関係、引用条文先の変更にきましての改正は、第93条第2項になります。

省令の公布による改正の主なものは、複合型サービスという名称が、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が、具体的にイメージできる名称としまして、看護小規模多機能型居宅介護に解消されることから、目次ほか条文におきまして名称の変更を行っております。

また、登録定員を25人以下から29人以下と変更し、合わせて通いサービスにかかる利用定員を15人以下から18人以下とします。

小規模多機能型居宅介護につきましても、登録定員及び通いサービスにかかる利用定員について、看護小規模多機能型居宅介護と同様の内容の変更をしております。認知症対応型共同生活介護につきまして、現行では1または2と規定されているユニット数の表示につきまして、特別な事情がある場合には3ユニットまでを可能とすることができることとしました。

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス、宿泊サービスを実施している事業所については、届け出を求めること、また事故発生時の対応の仕組みを設けております。

施行日につきましては、平成27年4月1日といたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わ

ります。

これから、議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第16 議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく介護保険法の一部改正で、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準について、町の条例を引用するよう改正するほか国の基準に準拠させるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

資料により説明させていただきます。

定例会資料の6-2-41から51です。資料6-2-41に、この条例改正の改正理由及び主な改正内容をまとめておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

この条例においても先ほどの条例と同じく第3次一括法において、介護保険法の一部が改正されたことにより、これまで厚生労働省令で定められていた基準を引用していたものを、町が新たに制定する条例を引用するよう改正するほか、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことにより、国の基準に準拠させるよう条例を改正するものでございます。

第3次一括法の関係の引用条文先の変更についての改正は、第67条第2号になります。省令の公布による本条例改正の主なものですが、介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員につきましては、25人以下から29人以下へと

変更し、合わせて通いサービスにかかる利用定員を15人以下から18人以下とします。

介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所に届け出を求めること、また、事故発生時の対応の仕組みを設けております。

介護予防認知症対応型共同生活介護については、現行では1または2と規定されているユニット数の表示につきまして、特別な事情がある場合には3ユニットまで可能とすることができることとしております。

施行日につきましては、平成27年4月1日といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第17 議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく介護保険法の一部改正で、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無にかかる基準を町で定める必要が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求め

ます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

資料により説明させていただきます。定例会資料の6-2-52、53です。

資料6-2の52をご覧ください。

第3次一括法において介護保険法の一部が改正されたことにより、指定介護予防支援事業に関する基準のうち、申請者の法人格の有無にかかる基準を町で定めなければならなくなったため、規定するにあたっての根拠及び趣旨等を追加するため、本条例を改正するものです。

続きまして、資料6-2-53をご覧ください。

第1条に、規定するにあたっての根拠及びその趣旨を追加したほか、第5条に、法人要件を追加しました。

施行日につきましては、平成27年4月1日といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第18 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく介護保険法の一部改正で、指定地域密着

型サービスに従事する従業者の人員の基準、設備及び運営等に関する基準を町で定める必要が生じたため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、詳細説明を行います。

資料により説明をさせていただきます。定例会資料の6-2-54から71です。

資料6-2の54をご覧ください。

これも第3次一括法の施行により介護保険が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた介護予防支援の従業員の人員や、事業の運営等に関する基準について町が新しく条例を定めるものでございます。

3の条例に委任するための基準として、従うべき基準と斟酌すべき基準に振り分けが行われました。従うべき基準は条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準で、アで指定介護予防支援に従事する従業者にかかる基準及び当該従業者の人数、イで利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものです。

斟酌すべき基準は、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもので、（1）以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援事業の運営に関する基準です。

4の町基準ですが、条例に委任するための基準のうち従うべき基準に該当

するものについては、省令のとおりとします。また、斟酌すべき基準に該当するものについては、国の基準に基づいて定めることとしております。

ただし、指定介護予防支援事業者の記録の保存期間については、町の実情に合わせて5年間保存といたします。なお、この事業所につきましては、地域包括支援センターのことでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第19 議案第13号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第13号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の執行に基づく介護保険法の一部改正で、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を町で定める必要が生じたため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第13号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、詳細説明を行います。

資料により説明させていただきます。

定例会資料の6－2－72から76になります。

資料6-2-72をご覧ください。

これも第3次一括法の施行により介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準について、町が新しく条例を定めるものでございます。

3の条例に委任するための基準ですが、従うべき基準は地域包括支援センターの職員にかかる基準、及び当該職員の人数で、斟酌すべき基準はその他の事項にかかる基準です。

4の町の基準についてですが、条例に委任するための基準のうち、従うべき基準に該当するものについては省令のとおりとし、斟酌すべき基準に該当するものは国の基準に基づいて定めることといたします。

条例は3条からなっており、第1条は、条例の趣旨を規定しております。

第2条は、従うべき基準として、地域包括支援センターの職員にかかる基準及び当該職員の人数を規定しております。

第3条は、斟酌すべき基準として、その他の事項にかかる基準を規定しています。

条例の施行日は、平成27年4月1日です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第13号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わ

ります。

これから、議案第13号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第20 議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、既に完成した新規道路事業、農業関係事業、住宅開発等に伴い町道路線の廃止及び認定を行う必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求め

ます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。

議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定について、詳細説明をいたします。

議会資料で説明をさせていただきます。

資料9-1-1、これが廃止路線の一覧表になっております。5路線を廃止をするものでございます。

資料9-1-5が認定路線の一覧表になっております。14路線を認定をするものでございます。

それでは、廃止と認定の関係がございまして、廃止のところ資料の9-1-2及び9-1-6をご覧くださいと思います。

廃止の1、上御糸西2号線、廃止の2、上御糸西3号線と、認定の1、上御糸西2号線、認定の2、上御糸西3号線につきましては一部未舗装部分がございます。その部分について農業関係の補助等を活用し、整備し、農道として管理していくため、その部分を廃止するため一旦廃止をし、再度認定をし直すものでございます。

資料の9-1-3及び9-1-7をご覧くださいと思います。

廃止の3でございまして、牛場19号線と認定の3で牛場19号線については、牛場の墓地の中の部分が認定されていることがわかりましたので、その部分を廃止するため一旦廃止をし、再度認定をし直すものでございます。

続いて、資料の9-1-4及び9-1-9でございまして。

廃止の4で、斎宮苑南1号線、認定の6で、斎宮苑南1号線と認定の10、斎宮苑南2号線につきましては、一旦開発をされたところの先にですね、新たに開発がされました。新たに道路ができ認定をし直すため一旦廃止をし、2路線に分け、再度認定をし直すものでございます。

資料の9-1-4及び9-1-9でございまして。

廃止の5で、明星67号線、それで認定の12で、明星67号線と、認定の14、明星88号線につきましては、本郷勝見第2線の一部供用開始に伴い、明星67号線の一部と重複をするため、その部分を一旦廃止をし、2路線に分け再度認定をし直すものでございます。

続いて、認定の部分でございますが、認定の1から3は、廃止で説明済みでございます。資料の9-1-8をご覧くださいと思います。

認定の4、上村17号線、認定の5、上村18号線につきましては、開発に伴い新設された道路を認定するものです。

認定の6は、廃止で説明済みでございます。

資料の9-1-7でございます。認定の7、北野66号線につきましては、民間による土地区画整理事業という手法により、分譲住宅地が整備がされました。それに伴い新設された道路を認定をするものでございます。

同じく資料の9-1-7でございますが、認定の8、北野67号線、認定の9、北野68号線につきましては開発に伴い新設された道路を認定するものでございます。

認定の10につきましては廃止で説明済みでございます。

資料の9-1-7、認定の11で、斎宮北28号線につきましては、公共施設用地、旧の菊川鉄工所用地でございますが、外周道路を新設するため、道路を認定をするものでございます。

認定12については廃止で説明済みでございます。

資料の9-1-9でございます。

認定の13、明星87号線につきましては、開発に伴い新設された道路を認定するものでございます。

認定14については廃止で説明済みでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第14号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長(辻井 成人) お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で40分まで。

(午前 10時 30分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

◎議案第15号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第21 議案第15号 明和町都市公園条例の一部を
改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求
めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第15号 明和町都市
公園条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上
げます。

本件は、史跡斎宮跡整備事業に伴い、明和町都市公園として公園予定区域
を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議
のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求め
ます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。

議案第15号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例について、詳細説
明をいたします。

資料のほうで説明をさせていただきます。資料の9-1-10が新旧対照表になっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

別表第2で、都市公園を設置すべき区域について、史跡斎宮跡整備事業に伴い、公園予定区域を追加をするものでございます。

追加区域といたしまして、南裏広場、明和町大字竹川地内でございます。

位置図は資料の9-1-11をご覧いただきたいと思います。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものといたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第15号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第15号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第22 議案第16号 明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第16号 明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、特定用途制限地域における特定の建築物等の用途の制限等に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、もって本町における良好な環境の形成及び保持に資するため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 議案第16号 明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の73ページをご覧ください。

第1条は、提案理由の説明にもありましたとおりの条例の目的について定

めるものです。

第3条は、適用区域を定めるもので、この区域は明和町全域となります。

第4条は、特定用途制限地域で定めます6種類の地区区分に応じまして、制限する建築物等の用途や面積要件について、別表第1により定めるものです。

また、ただし書きによりまして、都市公園施設や第1次産業の振興に資する施設について、あらかじめ制限の適用除外とする建築物を規定いたします。

第5条は、既存建築物について、一定の制限緩和措置を定めるものです。

74ページをご覧ください。

74ページの第6条は、建築物の敷地が2つ以上の地区にまたがる場合、いずれの地区の制限を適用するかについての要件を定めるものです。

第7条は、建築基準法規定の準用によりまして、既存建築物の用途を変更する場合において、地区区分に応じた用途や面積要件など、第4条の制限の対象とすることを定めるものです。

第8条は、公益上必要な施設等の建築について、特例で制限の適用除外とする場合の要件や諸手続きなどを定めるものです。特例の対象となり得る施設や手続きの詳細につきましては、施行規則において定めます。

75ページの第9条は、第4条ほか関係規定の準用により、建築物と同様に制限する工作物について、別表第2により定めるものです。

第11条は、規定に違反した場合の罰則について定めるものです。

附則は、条例規定が適用となる施行期日について、条例公布後の周知に要する期間6ヶ月を見込み、平成27年10月1日と定めるものです。

76ページの別表第1について説明いたします。

別表第1は、特定用途制限地域で定める6種類の地区区分ごとに、建築を制限する建築物の詳細を定めるものです。

78ページの別表第2は、別表第1と同様に、制限する工作物の詳細を定めるものです。

続きまして、資料でございます。議案資料9-3-1から9-3-5をご覧ください。

資料につきましては、特定用途制限地域都市計画決定案のうち、各地区に応じて制限すべき建築物等の用途の概要にかかる計画書の抜粋、そして地区区分を示す総括図となっておりますので、合わせてご覧くださいますようお願いいたします。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） 明和町の特定用途制限地域における建築物の制限なんですけど、この上位計画でありますマスタープランには、もっと発展的な方向で示してもらってあると思いますので、もう少しこの条項も発展的な方向付けをしていただくべきじゃないかと思います。特に産業集積地区等は、やはり明和町の発展には大事な位置決めになってくるんじゃないかと思いますので、その辺の件について、もう少し十分にご検討をいただくべきじゃないかと思いますし、また斎宮跡地区についてはですね、二世帯住宅もケースによっては建てられないような場合も出てくる恐れもあるように思いますので、その辺、十分ご検討をいただくべきじゃないかと思いますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 2点のご意見というか、ご質問をいただいたと思います。

1点目の産業集積地区の企業誘致といいますか、産業の発展についてなんですが、今現在、3箇所地区におきまして、その今後発展していく土地という、もちろん皆さん、個人の皆さんの土地なんですけども、そちらがござ

います。そちらはまずこれから発展していく土地としての受け皿として、もちろん設定したものでございます。

それで、8条の特例許可の中におきましても、合理的な土地利用が認められるという前提におきましては、あくまでも特例の申請要件を満たすということで、検討の余地がございますので、それらの中での対応と考えております。

2点目の齋宮跡につきましてなんですけども、あくまでもそもそも条例で規制をしたいと考えておりましたのは、共同住宅でございます。で、建築基準法上、いわゆる一般的な二世帯住宅が共同住宅に該当するか、もしくは個人住宅に該当するかにつきましては、運用の中で、もちろんそもそもの目的から外れないような形で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

乾議員。

○7番（乾 健郎） 先日の全員協議会でもお願いさせていただきましたように、産業集積地区でもですね、例えば菊川鉄工跡地でも、菊川鉄工さんあのような形で不安なところがあるという形で、伊勢へ行かれたわけですのでね、そのような十分安全なところへの産業集積地区の対応が私は必要じゃないかと思っておりますので、そういう方向性を大事にしていきたいと思っておりますし、また、先ほど松本さん言われた齋宮跡の件でもですね、共同住宅でも今後構造的なものを含めて、大変増築が難しい形の条例になってますので、条例一旦制定すれば、二世帯住宅でも場合によっては建てられないという線引きをせざるを得ませんのでね、そういう点で大変難しい問題が出てくるんじゃないかと思うて心配するわけですので、そういうところをもう一度再考していただくべきじゃないかと思っておりますので、その点どうですか。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 2点につきましてなんですけども、もちろ

んご意見としてちょうだいたしまして、今後、もし見直しが必要な場合とか、運用について検討が必要な場合には、その中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（辻井 成人） 再質問ございませんか。

乾議員。

○7番（乾 健郎） やはりそういう問題がね、今わかっているわけですのでね、十分ご検討、少々の時間のズレは僕は関係ないと思うんですよ。やはり十分そういう問題をご検討していただくべきじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁はもうよろしいの。答弁要りますか。

要望でよろしい。

○7番（乾 健郎） はい。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方がないので、これで議案第16号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第16号 明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（辻井 成人） 起立多数です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第23 議案第17号 明和町幼稚園条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第17号 明和町幼稚園条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、認定こども園の設置及び明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の施行に伴い、曙、暁幼稚園の廃園と保育料にかかる新たな条例制定により、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 議案第17号 明和町幼稚園条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議会資料の12-1-2と3をご覧くださいと思います。

新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、第2条でございますが、名称及び位置のうち、曙幼稚園と暁幼稚園

を削除させていただきます。

それから、次に第7条の保育料の額でございますが、月額6,500円から明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額とするに、改めさせていただきます。

それから、第8条、第9条は、新たな条例の制定に伴いまして削除をいたします。10条はしたがいまして、8条に繰り上がるというものでございます。以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第17号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第17号 明和町幼稚園条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号から第25号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第24 議案第18号から、日程第31 議案第25号までを一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。したがって、

日程第24 議案第18号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第8号）

日程第25 議案第19号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）

日程第26 議案第20号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第21号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第28 議案第22号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第23号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第30 議案第24号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第31 議案第25号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）

を一括上程し議題とします。

議案を朗読をさせます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） それでは、ただいま一括上程されました、議案第18号平成26年度明和町一般会計補正予算（第8号）から議案第25号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第18号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第8号）につきましては総額8,800万円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものは、総務費で総合行政システムで行政チャンネルの番組制作委託料や、災害対策費で木造住宅耐震化助成事業、税務総務費で路線化評価データ業務委託料、選挙費で町長・町議会選挙や衆議院議員選挙の実績による減額補正を、地域振興費で自主運行バスの運行委託料の追加補正をそれぞれお願いしています。

民生費では、社会福祉総務費で臨時福祉給付金事業の事業確定による減額を、心身障がい者福祉費で介護給付費の追加補正を、児童福祉総務費では子育て世帯臨時特例給付金事業の事業確定による減額補正をそれぞれお願いしています。

衛生費では、環境衛生費で伊勢広域環境組合負担金等の精算を、下水道処理費では松阪地区広域衛生組合負担金等の確定に伴う減額補正を、成人保健対策推進費でがん検診委託料等の追加補正をそれぞれお願いしています。

農林水産業費では、農地費で県営経営体育成事業等の事業費確定による負担金の減額補正と、今年の台風による増水で、被害のあった櫛田川第一頭首工の災害復旧事業分担金の追加補正をそれぞれお願いしています。

土木費では、道路新設改良費で社会資本整備総合交付金事業や狭あい道路整備等促進事業などで事業の確定見込みに伴う減額補正をそれぞれお願いしています。

教育費では、学校管理費で斎宮小学校プール改築工事、明星及び斎宮小学校の空調工事などの追加補正を、幼稚園費でみょうじょうこども園事業の確定見込みによる減額補正をそれぞれお願いしています。

諸支出金は、基金費で財政調整基金や教育福祉建設基金などに積み立てる追加補正をそれぞれお願いしています。

これらに対する歳入は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、前年度繰越金、町債などを充てています。

議案第19号 平成26年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歴史的風致維持向上計画にかかる各事業費の実績見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

議案第20号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、各医療給付や保険財政共同安定化事業拠出金などの確定見込みに伴う追加補正が主なものでございます。

議案第21号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業の実績見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

議案第22号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、宮川流域関連明和町公共下水道などの事業の実績見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

議案第23号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護給付費用の実績見込みに伴う追加補正が主なものでございます。

議案第24号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業の実績見込みに伴う追加補正が主なものでございます。

議案第25号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、会計の精算見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎議案第18号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第18号の歳出からお願いします。

黄色の表紙、予算に関する説明書、平成26年度補正予算水色の一般会計補正予算説明書の15ページ、歳出、第1款議会費からお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

第1款議会費の第1目の議会費で109万8,000円の減額でございます。

第1節の議員報酬は11万5,000円の追加で、改選による精算でございます。

3節の職員手当等で20万6,000円の減は、議員期末手当の減額で、こっちでも改選による精算です。

9節の旅費で100万7,000円の減は、議員研修費で12万6,000円の減、引率旅費で9万8,000円の減、委員会等視察旅費で70万8,000円の減は、それぞれ実績による減額でございます。

続きまして、第2款総務費、第1目総務管理費で222万1,000円の減額です。4節の共済費は212万1,000円の減で、臨時職員にかかる社会保険料で196万3,000円の減、同じく臨時職員にかかる労働保険料で15万8,000円の減は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

14節の使用料及び賃借料で10万円の減額は、自動車等借上料の実績見込みで減額でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 2目広報費は50万円の減額となります。11節需用費、印刷製本費は50万円の減額で、町政要覧の作成を予定しております。

たが、27年度に実施いたします総合計画後期基本計画の策定に合わせるため、減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 会計課長。

○会計課長（田中 一夫） 失礼いたします。3目会計管理でございますが、79万7,000円の減額をお願いいたします。

13節委託料でございますが、口座振替、電送委託料の減によりまして79万7,000円の減額補正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 5目財産管理費は各節で組み替えをお願いしております。11節需用費30万円の追加は、庁舎等の電気料で実績見込みによる追加をお願いします。

13節の委託料27万円の減は、清掃委託料の入札差金です。

14節の使用料及び賃借料で35万円の追加は、複写機使用料の実績見込みで追加をお願いしております。

18節の備品購入費の38万円の減は、庁舎備品で実績による10万円の減と、公用車購入の28万円の減は、入札差金でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 6目総合行政システム費は293万9,000円の減額となります。

14節使用料及び賃借料は63万9,000円の減額で、農地台帳システム等7業務を松阪電算センターのホストサーバーで一括管理するサーバーポスティングシステムの運用開始を本年1月としたため、9カ月分の使用料について減額するものでございます。

13節委託料は230万円の減額で、町長記者会見、定例会一般質問などの番組制作の減に伴うものでございます。

おめくりをいただきまして、17ページでございます。

企画費は378万3,000円の減額となります。

14節使用料及び賃借料は11万3,000円の減額で、群馬県明和町とのスポーツ交流時のバス借り上げ時の差金となっております。

13節公共施設等整備事業調査業務委託料は367万円の減額となります。庁舎等建設計画検討業務として、事業手法等の委託経費として計上しておりましたが、中学校などの各公共施設整備の進捗等を踏まえる必要がございましたため、庁舎、消防防災センターの手法等については自前による検討を行ったため、減額をいたしたいというものでございます。

9目災害対策費は808万8,000円の減額となります。

12節役務費は50万8,000円の減で、回線使用料6万4,000円の減は、地震計及び防災行政無線に使用している電話回線使用料の減額に伴うものでございます。

電波利用料44万4,000円の減は、防災行政無線電波使用料が、昨年11月1日に改正され、屋外子局1局あたり、旧料額で1万5,900円であったものが、新料額では550円に改定され、その29局分が対象となったことが主な減額理由となります。

13節委託料は184万5,000円の減額となります。

防災町民アンケート集計委託料は34万5,000円の減で、平成26年度新たな地区で地域防災懇談会を展開する計画でございましたが、平成27年度に持ち越すことになったため、減額をさせていただきたいと考えるものでございます。

明和町地域防災計画改正業務委託料は100万円の減で、昨年3月に南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたことから、地域防災計画の見直しや推進計画等新たに定め、本年1月開催の明和町防災会議で承認を得る必要がございました。これにより委託に出さずにですね、自前で策定したといったことが、減額する主な理由でございます。

防災行政無線操作卓更新設計業務委託料は50万円の減額で、新年度におい

て更新工事をする際に設計業務を含めることとしたため減額をするものでございます。

19節負担金補助及び交付金は164万円の減額となります。自主防災組織強化育成事業補助は140万円の減で、今年度は3組織に対して広報いたしました、2組織分にあたる140万円についてがですね、減額させていただくといったことになっております。

三重県防災行政無線運営協議会分担金は24万円の減で、平成24年度決算で施設修繕料、保守点検委託料の減によりまして繰越金が発生したため、平成26年度の分担金が減額されたことによります。

木造住宅耐震補強工事補助は409万5,000円の減額となります。年度当初、4件の相談を受け、年内着手を希望されたため、9月補正において3軒分を補正お願いしたところでございますが、その後、補強工事について検討された結果、年度内での補強工事について見送りたいとの施主さんからの要望がございましたので、3軒分409万5,000円について減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 11目自治振興費、右側のページで19節負担金補助及び交付金で30万円の減額です。自治会交付金は前後期2回に分けて94自治会に支払いをしておりますが、その実績による減額でございます。

続きまして、12目地域振興費は合わせて86万円の増額です。内訳は右ページの大きな枠のところをご覧ください。まず地域振興費、19節負担金補助及び交付金のうち、美し国おこし三重地域プロジェクト支援事業費負担金で50万円の減額、この事業に応募する団体がなかったことによります。地域づくり交付金で10万円の減額は、上御糸地区地域づくり事業の実績によるものでございます。

それから、自主運行バス事業では13節委託料、町民バス運行业務委託料で146万円の増額です。これは25年11月から明星駅と病院、大型商業施設を結

ぶ民営の無料シャトルバスが運行して以降、町民バスの利用客数が月平均1,000人ほど減少してまいりました。これにより当初見込んでおりました委託料に不足が生じることとなりましたので、必要額を勘案し増額をお願いするものでございます。以上です。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） 2項徴税费、1目税務総務費、13節委託料で568万1,000円の減額補正でございます。それぞれの業務委託につきまして、見積差金による減額でございます。

14節使用料及び賃借料の17万6,000円の減額は、システム機器の借り上げの期間が7月からということで、9カ月分となりまして、3カ月分の減額ということでございます。

2目収税対策費の7節徴収事務員賃金の減額でございますが、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、19ページ、20ページをお願いいたします。

11節需用費、印刷製本費で15万円減額、12節役務費で65万円の減額でございますが、それぞれ実績見込みによる減額でございます。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 2目の町長・町議会議員選挙費で419万2,000円の減額をしております。いずれも11月16日に執行いたしました選挙の実績による精算でございます。

3節の職員手当等は、時間外勤務手当で137万3,000円の減、11節需用費は、消耗品で10万円の減、12節役務費は、郵送料で88万5,000円の減、13節委託料の183万4,000円の減は、ポスター掲示場設置管理委託料で178万8,000円の減です。見積差金です。それから計数器調整委託料は4万6,000円の減でございます。

3目の県知事・県議会議員選挙は114万8,000円の減額でございます。投票日が未定でございましたが、4月の12日、告示は知事が今月の3月26日、県

議は来月の4月の3日というふうになりました。減額につきましては告示から投票日までの間にご承知のとおり年度を跨ぎますので、県の選管の調整によりまして年度間調整をさせていただくものでございます。

1節の報酬で21万1,000円の減は、期日前投票管理者報酬で7万8,000円の減、立会人報酬で13万3,000円の減です。3節の職員手当等で69万円の減は、時間外勤務手当で67万2,000円の減、管理職勤務手当で1万8,000円の減です。7節の賃金は臨時職員の賃金で8万5,000円の減、9節旅費は費用弁償で1万6,000円の減、11節需用費は食料費で3万4,000円の減、12節役務費は郵送料で7万円の減、14節使用料及び賃貸料は投票所の借上料で4万2,000円の減でございます。

4目の衆議院議員選挙費は、12月16日に執行いたしました選挙費用の確定に伴う精算でございまして189万6,000円の減額をお願いしております。

1節の報酬は立会人報酬で2万6,000円の減、3節は職員手当等は時間外勤務手当で129万9,000円の減、管理職手当で1万8,000円の減です。7節の賃金は臨時職員手当で16万7,000円の減、8節報償費はポスター掲示料で5,000円の減、9節旅費は費用弁償で1万6,000円の減、11節は需用費の12万9,000円の減で、消耗品費で10万円、食料費で2万6,000円、印刷製本でそれぞれ3,000円の減でございます。12節の役務費は郵送料で17万4,000円の減、13節の委託料は4万1,000円の減で、計数器点検委託料で3万8,000円の減、開票システムの調整委託料で3,000円の減は、それぞれ見積差金です。14節の使用料及び賃借料は演説会の講演委託分の使用料で2万1,000円の減でございます。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 2目各種統計調査費は31万4,000円の減額となります。

1節報酬は5万円の増で、農林業センサス調査対象が増加したことに伴う増となっております。7節賃金は21万円の減で、臨時職員の実績によるもの

となります。11節消耗品費は14万円の減で、実績に伴うものでございます。

12節役務費は、1万4,000円の減で、これも実績に伴う減となっております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 3款民生費、1項社会福祉費で、1目社会福祉総務費で871万2,000円の減額補正をお願いしています。

社会福祉総務費関連で20節の扶助費301万9,000円の追加補正は、子ども医療費192万円と、一人親家庭等医療費109万9,000円で、各医療費の実績見込みにより不足が生じることが見込まれることから追加補正をお願いしています。

臨時福祉給付金給付事業で1,173万1,000円の減額補正のうち、3節の職員手当等の時間外勤務手当で23万1,000円の減額につきましては、臨時福祉給付金給付事業の時間外勤務手当で、実績見込みにより減額するものです。

19節の負担金補助及び交付金1,150万円の減額補正は、臨時福祉給付金で実績見込みにより減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2目国民健康保険事務費で2,614万6,000円の増額をお願いしております。

国民健康保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては国民健康保険特別会計で説明させていただきます。

次に、ページめくっていただきまして、3目の後期高齢者医療事務費で95万2,000円の減額をお願いしております。後期高齢者医療特別会計への繰出金で、詳細につきましては後期高齢者医療特別会計で説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 5目心身障がい者福祉費で566万9,000円の追加補正をお願いしています。

13節委託料で40万円の追加補正は、障がい者福祉サービスの制度改正に伴いシステムを改修する必要があることから、電算委託料の追加補正をお願いしております。なお、国庫補助金として2分の1の補助がございます。

20節扶助費の介護給付費の526万9,000円の追加補正は、今年度の上半期の実績に比べ、下半期の実績が伸びていることから、実績見込みと危険率を考慮して不足分について追加補正をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 6目の高齢者福祉費で148万9,000円の減額をお願いしております。

11節の需用費25万円の減額は敬老記念品の精算と、敬老福祉大会参加者の減による減額でございます。

13節委託料35万6,000円の増額は、緊急通報システム委託料で15万9,000円の減額、軽度生活援助事業委託料で6万7,000円の増額、介護予防地域支援事業委託金で50万5,000円の増額、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業委託料で5万7,000円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

19節負担金補助及び交付金188万円の増額は、多気郡農業協同組合が地域密着型サービス施設小規模多機能居宅介護事業所を4月に開設されますが、開設に必要な備品購入や需用費等に対して、県の施設開設準備経費助成と特別対策事業補助金を活用されます。この補助金につきましては12月補正でお認めいただいたところですが、県の交付要領の改正があり、定員数1床当たりの補助単価が36万5,000円から60万円に増額改正されましたので、追加分につきましては変更交付決定がきておりますので、補正させていただいております。8床分でございます。

20節の扶助費528万4,000円の減額は、養護老人ホームへの措置費の実績見込みによる減額でございます。

28節繰出金180万9,000円の増額は介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては介護保険特別会計で説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 8目人権対策費は11万7,000円の減額をお願いします。内訳は8節報償費、講師謝金で人権講演会の講師謝金の実績によるものでございます。

10目人権センター費は122万2,000円の減額をお願いします。内訳は7節賃金55万8,000円の減額は、臨時職員の実績見込み額の減額でございます。

12節役務費の浄化槽清掃手数料69万円の減額は、13節委託料、浄化槽維持管理委託料への組み替えによるものでございます。

13節委託料は設計監理委託料の実績見込みによる60万8,000円の減額と合わせまして、5万2,000円の補正をお願いします。

19節負担金補助及び交付金は5万円の減額で、三重県隣保館連絡協議会分担金の実績によるものでございます。

23節償還金利子及び割引料2万4,000円の補正は、平成25年度隣保館運営費補助金の実績による返還金でございます。以上です。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 1目児童福祉総務費で、右のページお願いしたいんですが、放課後児童対策費といたしまして、18節備品購入費で27万4,000円の追加補正をお願いしております。これは施設用備品ということで、この4月から開設をいたします上御糸第二放課後児童クラブに椅子やテーブルなどの必要備品を配備するための予算をお願いするものでございます。

それから、子育て支援対策事業でございます。このうち8節の報償費のうち、ファミサポ事業講師謝金で19万円の減額をお願いしております。これは託児をお受けする際の謝金を予算化していたものでございますが、実績見込みにより精算をするものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 同じく8節報償費のほうで子育て教室講師謝金の減額をお願いしております。20万円の減額です。こちらにつきましては開

催回数や講師単価の減に伴い減額するものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 11節需用費、印刷製本費で5万円の減額補正をお願いしております。これはファミリーサポートセンター事業で、活動記録表を作成するための予算をお願いしておりましたが、実績見込みにより精算をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 19節の負担金補助及び交付金で3万3,000円の増をお願いしています。これは明和ゆたか保育園で開設してもらっています、いちごクラブへの補助のほうで、国の基準額の増額に伴うものです。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 子育て世帯臨時特例給付金給付事業で355万1,000円の減額補正をお願いしております。

3節職員手当等時間外勤務手当で55万1,000円の減額は、子育て世帯臨時特例給付金事業にかかる時間外勤務手当で、実績見込みにより減額するものです。

19節負担金補助及び交付金の300万円の減額補正は、子育て世帯臨時特例給付金で、実績見込みにより減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 2目児童福祉費で、右のほうを見ていただいたいんですけども、7節賃金で1,510万7,000円の減額ですが、これは臨時保育士賃金の実績額を見込んでの減額をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 13節委託料で62万円の減額補正をお願いしております。浄化槽維持管理委託料で15万円と、空調設備保守点検委託料で47万円の減額でございます。これはいずれも入札差金を精算するものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 19節の負担金補助及び交付金で89万3,000円の減額をお願いしています。これは明和ゆたか保育園へ支払う補助金、低年齢児保育推進事業補助の県の補助基準額が減額されたことに伴うものです。

20節の扶助費につきましても、明和ゆたか保育園へ支払う運営費で、園児数の実績見込みにより1,400万円の減額をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 3目児童センター費で19万5,000円の減額補正をお願いします。

11節の需用費、電気料で10万円の減額は、決算見込みによるものでございます。13節委託料で9万5,000円の減額は、清掃委託料で入札差金を精算するものでございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4款の衛生費、1目の保健衛生総務費で14万2,000円の減額補正をお願いしております。伊勢市休日応急診療所の運営分担金の減額で、分担金の確定による補正でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 2目環境衛生費では、合わせて269万2,000円の減額です。右のページの大きな枠のところをご覧ください。

まず、環境衛生費で12節で役務費、家電製品等再商品化手数料で10万円の減額、これは不法投棄をされた家電商品等の処理手数料の実績見込みによるものでございます。

19節負担金補助及び交付金、伊勢広域環境組合負担金では334万1,000円の減額です。組合事業における委託契約や工事の契約差金等各種事業実績によるものでございます。

それから、減量化対策では8節報償費、再生資源集団回収奨励金は31万4,000円の減額です。これは登録をされた団体に集団回収分1キログラム当

たり5円を支払っておりますが、その実績見込みによるものでございます。

15節の工事請負費、建設工事は80万4,000円の増額で、この度、ささふえ保育所東に立地します団地住民から、4月1日から新しく自治会を設立したいとの申請がありました。つきましては明和町リサイクルステーション設置要綱に基づき、2棟の建設分の工事費でございます。

それから、環境センター運営費は、1枚めくっていただきまして、右のページの一番上でございますが、11節需用費、電気料で25万9,000円の追加です。環境センターでは埋立地からの浸出水を注水し処理を行っていますが、その処理にかかる1キロワット時当たりの単価が25年度に比べてアップしたこと、また消費電力も昨年度を上回っておりますことから電気代に不足を生じ、必要額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4目の成人保健対策推進費で661万2,000円の増額補正をお願いしております。

8節の報償費13万6,000円の減額は、臨時看護師、栄養士の実績見込みによる減額でございます。

12節役務費8万1,000円の増額は、肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴う個人通知の郵送料で、来年度接種対象者への通知を3月中に行うためでございます。

13節委託料699万7,000円の増額は、健康増進法健康診査委託料で14万2,000円の減額、がん検診委託料で547万3,000円の増額、予防接種委託料で116万8,000円の増額、電算委託料で49万8,000円の増額で、いずれも実績見込みによる増額でございます。

がん検診は国の制度の見直しにより、過去5年間に一度も乳がん、子宮がん検診を受けていない方に、無料クーポン券を発行したため、検診を受ける方が増えたことと、胃がん検診で胃カメラによる検診者が増加したためです。

予防接種は肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い、接種した方が見込みより大幅に増加したためでございます。電算委託料はこれらの制度改正に伴うシステムの改修料です。

19節負担金補助及び交付金33万円の減額は、肺炎球菌接種費用助成で18万6,000円の減額、風疹ワクチン接種費用助成で14万4,000円の減額で、いずれも実績見込みによる減額でございます。以上です。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 6目下水処理費の19節負担金補助及び交付金で392万円の減額でございます。

松阪地区広域衛生組合負担金が金額確定により62万4,000円の減、合併処理浄化槽設置整備事業補助が、実績見込みに329万6,000円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 6款農林水産業費、農業費、農業委員会費で補正をお願いさせていただいております。これは組み替え補正でございます。

7節賃金で2万7,000円、9節旅費で1万2,000円の減額をし、8節報償費で減額した計3万9,000円を組み替え補正をお願いしております。

また、11節需用費及び役務費で農業委員会費より補助事業でございます、機能集積支援事業に財源の振り替えをさせていただいております。

続きまして、3目農業振興費でございます。30万2,000円の減額をお願いさせていただいております。7節賃金で10万2,000円の減額をお願いさせていただいております。経営所得安定対策の国費100%の補助事業で、実績に基づく減額をさせていただいております。

19節負担金補助及び交付金で地域農産物育成対策補助事業で20万円の減額をお願いしております。当事業は各農産物生産者が連携し技術の向上、経営改善を推進する目的で、JA生産者・町が実施するもので、年度当初の計画

に基づき実施しており、精算により減額をするものでございます。

次のページめくっていただきまして、5目農地費でございます。補正額1,556万9,000円の減額をお願いさせていただいております。

13節委託費で団体営かんがい排水事業委託費で39万6,000円の減額をお願いしております。宮川用水の上村線、中村池線、明星2号線のパイプライン事業を実施するにあたり、計画書を作成するため国より100%の補助で実施させていただいており、契約に伴い差金が出たことに基づく補正でございます。

次に、一番下段でございますが、湛水防除補修事業委託費で29万9,000円の減額をお願いしております。この減額も委託契約に伴う差金分で減額させていただいております。

続きまして、16節原材料費25万円の減額をお願いさせていただいております。例年原材料費満額支給させていただいておりますが、本年実績が少なく、実績に基づかさせていただいて25万円の減額をお願いさせていただいております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金、まず土地改良事業団体連合会負担金14万9,000円の減額をお願いしております。この負担金は前年度に実施された明和町管内の農業農村事業に基づき付加されるもので、事業費の確定に基づき14万9,000円の減額をお願いさせていただくものでございます。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業負担金123万5,000円の減額をお願いしております。平成25年度川尻排水機場のゲート補修が終了したことにより、平成26年度は付加されなかったことにより123万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、県営経営体育成基盤整備事業、斎宮地区の負担金でございます。1,308万1,000円の減額をお願いしております。平成26年度事業費は3億円事業を実施されておりますが、昨年度末、経済対策により1億5,000万円の補正が行われたことにより、本年度予算が1億5,000万円になったことによ

る減額補正でございます。

次に、経営水環境整備事業、斎宮池周辺の負担金でございます。175万円の減額をお願いしております。本年明和町側にトイレを設置しており、入札差金により当町の負担が減額されたものでございます。

次に、櫛田川第一頭首工災害復旧負担金で159万1,000円をお願いしております。委員会でもご説明させていただきました、8月の台風11号襲来に伴う補修工事の負担金で、事業主体である松阪市に負担するものでございます。

続きまして、2項の水産業費のほうに移らせていただきます。

1目水産振興費で171万5,000円の減額をお願いしております。大淀下御糸両漁港の支部において稚貝放流を計画しておりましたが、稚貝の入手が困難であり、本年度の稚貝放流は諦めたことにより、大きな減額補正となっております。

また、漁港近代化資金利子補給については、金利確定による精算に基づき1万5,000円の減額をお願いさせていただいております。

続いて、2目漁港費、工事請負費で20万1,000円をお願いさせていただいております。当該年度の事業費確定に伴います補正でございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費で商工会主催の婚活事業で、三重県の少子化対策市町工夫交付金に合致いたしました。そのため町補助金の2分の1を歳入として計上するため、財源振り替えを行うものでございます。

次に、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金50万円の補正をお願いさせていただいております。事業費設置奨励金で新たに町内の在住雇用に対して1人25万円の補助を実施させていただいておりますが、昨年度末で2名の方が該当から外れたことによる減額でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 8款土木費、1目土木総務費で27万9,000円

の減額をお願いをしております。

これは14節使用料及び賃借料で、公共工事の残土置き場の借上料20万円を計上しておりましたが、公共用地への仮置きができたことにより、そのまま20万円を減額をするものでございます。

19節負担金補助及び交付金で、土木工事監督者研修1人分を予定をしておりますが、参加ができませんでした。7万9,000円を減額をしたものでございます。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 続きまして、2目地籍調査費で148万9,000円の減額をお願いいたします。

まず、1節報酬で35万円の減額をお願いします。これは有爾中地内で実施いたしました1筆地調査の際に現地立ち会いいただきます、地元選出の推進委員報酬の実績に伴うものでございます。

次に、13節委託料で調査測量等委託料113万9,000円の減額をお願いします。これは1筆地調査測量委託業務等におけます入札差金によるものでございます。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 11時 50分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、阪井議員から所用のため、午後の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告します。

(午後 1時 00分)

○議長（辻井 成人） それでは、32ページの土木費から、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） それでは、8款土木費の1目道路橋梁総務費でございます。14万円の減額をお願いをしております。

これは17節公有財産購入費で、2路線の用地買収費の精算によるものでございます。すでに個人の土地にですね、排水施設なり、道路舗装がされておったということで、その処理でございます。

3目でございます。道路改良費で6,045万8,000円の減額をお願いをしております。これは社会資本整備総合交付金事業と狭あい道路整備等促進事業においてですね、関連がございますので、私のほうで説明をさせていただきます。

この2事業についてはですね、当初予算と国の交付対象事業費による大きな差がございます。補正等考慮いたしまして、社会資本整備総合交付金事業と、狭あい道路整備事業との精算を、今回国費補助の範囲内として精算をいたすものでございます。

それでは、15節でございます。工事請負費で2,714万8,000円の減額でございます。これは社会資本整備総合交付金事業で4,600万2,000円の増額、そして狭あい道路整備等促進事業で7,315万円の減額をお願いをするものです。いずれも精算によるものでございます。

17節公有財産購入費で1,858万円の減額は、社会資本整備総合交付金事業による土地購入費で1,753万円を減額をし、工事請負費に組み替えをお願いをしております。また、狭あい道路整備等促進事業で105万円の減額をお願いをしております。精算によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金で500万2,000円の減額、これにつきましては道路新設改良費で水道施設布施替え負担金の精算によるものでございます。減額でございます。

22節補償補填及び賠償金で972万8,000円の減額は、道路新設改良費で電柱移転補償で26年度は移設がございました。69万8,000円の減額とさせていただきます。

社会資本整備総合交付金事業による移転補償費で68万円の減額は、工事請負費で組み替えをお願いをしております。また、狭あい道路整備等促進事業で835万円の減額をお願いをしております。精算によるものでございます。

2目公園費で22万8,000円の減額は、13節委託料で公園施設保守点検業務委託料の入札差金による減額でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

3目の下水道費で7,629万8,000円の減額でございます。

28節繰出金の精算に伴う減額で、農業集落排水事業特別会計への繰出金が5,641万円、公共下水道事業特別会計への繰出金が1,988万8,000円の減額でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 33ページになりますけども、10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費です。34ページのほうご覧ください。

共済費で32万2,000円の減額ですが、これは町のほうで採用しています幼稚園、小学校、中学校の臨時職員の労災保険の保険額の確定に伴う減額です。

続きまして、2項小学校費の1目学校管理費の需用費で620万円の減額をお願いしたいと思います。これは斎宮明星の空調工事を平成26年度で完成を見込んでおりましたが、工事未着工となりましたので減額をさせていただくものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 12節役務費で17万6,000円の減額補正をお願いしております。これは齋宮小学校プール建設工事にかかります開発許可申請の区分訂正によりまして、減額補正をお願いするものでございます。

13節委託料で52万7,000円の減額補正をお願いしております。このうち電気保安委託料で34万7,000円の減額は、齋宮小学校と明星小学校の空調工事が未着手となったため、減額精算させていただくものでございます。設計等委託料で490万円の減額は、大淀小学校を除くその他の学校の空調工事の実設計業務委託をお願いしておりましたが、減額精算をさせていただくものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 14節使用料及び賃借料の10万円の減額につきましては、上御糸小学校排水の下水道へのつなぎ込み工事が送れましたので、そちらの関係で下水道使用料の減額をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 15節工事請負費で5,528万2,000円の追加補正をお願いしております。これは齋宮小学校プール建設工事と明星小学校、齋宮小学校の空調工事が、平成26年度の国の補正予算におきまして、先月23日付けで学校施設環境改善交付金事業の内定を受けましたので、事業実施に向けまして追加補正をお願いするものでございます。補正前の額は25年度に行いました実施設計により、今年度当初でお認めをいただいたものでございますが、人件費や材料費の伸びがございましたので、主にその分の追加補正をお願いしておるものでございます。

なお、この予算につきましては来年度に繰り越しをさせていただきますので、合わせてよろしく願いをいたします。

続きまして、情報教育推進事業の13節委託料でございますが、10万円の減額補正をお願いしております。これは学校ICT教育環境設計委託料でございますが、齋宮小学校除く5校の児童用パソコン入れ替えるための委託料を

お願いしておりましたが、その前年度に行った齋宮小学校の設計データを活用して、手前で設計を行いましたので不要となりましたので、減額をするものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 3項中学校費の1目学校管理費の13節委託料で45万5,000円の増額をお願いしています。これは中学校の給食調理業務委託業者との契約に消費税の3%アップ分を反映するためをお願いするものです。

続いて、4項幼稚園費の1目幼稚園費の7節賃金の400万円の減額は、臨時教諭賃金の実績額を見込んでの減額をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 同じく13節委託料で14万9,000円の減額補正をお願いしております。これは旭ヶ丘幼稚園の下水道のつなぎ込み工事の排水設備の設計委託料で、入札差金を精算するものでございます。

次のページをお願いします。

15節工事請負費で164万円の減額補正をお願いしております。同じく旭ヶ丘幼稚園の下水道つなぎ込み工事費を実績により精算するものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 20節扶助費の私立幼稚園への就園奨励費補助につきましても、実績見込みにより70万円を減額するものです。

18節備品購入費で1,000万円の減額をさせていただきます。こちらにつきましてはみょうじょうこども園の備品なんですけども、工事費のほうで据え付けの備品をですね、工事費の見ましたので、その分、備品のほうを減額をさせていただきますという減額になります。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 1目社会教育総務費で5万5,000円の減額補正をお願いしております。これは11節需用費の印刷製本費ですが、成人式の事業で決算見込みによる減額をするものでございます。記念品にしておりま

す写真代の精算です。

続きまして、2目社会教育費で1万2,000円の追加補正をお願いしております。12節役務費で障害保険料でございますが、小学生の集いというのを実施しておりますが、参加者をこれまでの実績から20名と見込んでおりましたが、34名の参加者がありましたので、追加補正をお願いするものでございます。

3目公民館費で40万円の減額補正をお願いしております。このうち公民館費のほうの7節賃金で10万円の減額は、管理人賃金を実績見込みにより精算するものでございます。

生涯学習事業の8節報償費で30万円の減額でございます。これは講座の開設実績等により講師謝金を精算するものでございます。35講座で予定していたところ33講座でしたので、決算見込みで減額をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 4目文化財保存活用費で2,301万7,000円の減額をお願いいたします。36ページでございます。

まず、文化財保存活用費で、28節繰出金で2,298万円の減額、これは斎宮跡保存事業特別会計への繰出金でございます。詳しくは特別会計でご説明いたします。

次に、坂本古墳群整備事業でございます。8節報償費で整備指導員謝金3万円の減、また9節旅費で整備指導員旅費の7,000円の減は実績見込みに伴うものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 1目保健体育総務費で5万円の追加補正をお願いしております。19節負担金補助及び交付金でございます。全国大会等参加選手強化費補助をお願いしておりますが、この追加補正をお願いするものでございます。個人の5人分をお願いしております。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 37ページ、公債費でございます。元金で59万9,000円の追加補正でございます。23節の償還金利子及び割引料は総務債23万9,000円の追加、消防債36万円の追加で精算に伴うものでございます。

2目の利子で496万1,000円の減額です。23節償還金利子及び割引料は総務債で207万円の減、農林水産業債で187万8,000円の減、土木債で99万9,000円の減、消防債で1万9,000円の減、教育債で5,000円の追加でございます。いずれも精算によるものです。

続きまして、13款の諸支出金でございますが、基金でございます。一番上の1目の退職手当基金は523万9,000円の追加補正です。松阪広域消防組合の明和町職員分にかかる基金で、将来の退職に備えて基金利息を含めて所要の額を積み立てさせていただきます。

2目の教育福祉建設基金は1億130万6,000円の追加補正で、将来の施設整備に備えて同様に基金利息を含めて所要の額を積み立てております。

3目の一般財政調整基金費で1億8,179万3,000円の追加補正は、年度間の財源不足に備えて基金利息含めて所要の額を積み立てるものでございます。

続きまして、4目減債基金費で75万7,000円の追加、5目の地域づくり基金費で10万2,000円の追加、ふるさと基金費で92万9,000円の追加、ボランティア基金費で3,000円の追加、緑化基金費で8万円の追加、ふるさと水と土保全対策基金費で2万8,000円の追加。

ページめくっていただきまして、ちょっと一つ飛んでいただきまして、12目の文化スポーツ振興基金費で10万6,000円の追加、14節の交通安全対策基金積立基金費で1万7,000円の追加は、いずれも基金利息を積み立てるものでございます。

なお、10節の公共施設等基金費は372万7,000円でございますが、こちらのほうは基金利息を含めて所要の額を積み立てさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、引き続きまして5ページ、歳入をお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

3 款の利子割交付金でございます。1 目利子割交付金で150万円の減額、5 款の1 目の株式等譲渡所得割交付金で100万円の減額、6 款の地方消費税交付金で1 目の地方消費税交付金でございますが、4,000万円の減額、7 款、1 目ゴルフ利用税交付金で100万円の減額、8 款の1 目自動車取得税交付金で800万円の追加、9 款の1 目地方特例交付金で800万円の減額、10 款の1 目地方交付税で1,700万円の追加でございますが、それぞれ県からの交付決定による精算のための補正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

12 款農林水産業費負担金で15万9,000円の補正をお願いさせていただいております。この分につきましては、歳出でご説明させていただきました櫛田川第一頭首工の松阪市に負担する分、これの10分の1を櫛田川、祓川沿岸都市改良区に負担を求めるものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 14 款国庫支出金、1 項国庫支出金の1 目民生費国庫負担金の1 節児童保育費国庫負担金で142万3,000円の減額をお願いしています。これはゆたか保育園に支払う運営費が園児数の実績見込みにより減額になったことによるものです。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2 節の国民健康保険基盤安定国庫負担金、保険者支援金で236万8,000円の増額をお願いしております。国庫負担金の確定に伴う増額でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 3節障がい者自立支援給付費負担金263万4,000円の追加補正は、介護給付費の追加補正に対する負担金で、補助率は2分の1でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金で、1目民生費国庫補助金1,504万2,000円の減額補正をお願いしています。2節障がい者地域生活支援事業費等補助金20万円の追加補正は障がい福祉サービスの制度改正に伴うシステム改修費に対する障がい者総合支援事業費補助で、補助率は2分の1でございます。

4節臨時福祉給付金事務費補助23万1,000円の減額は、臨時福祉給付金事務費の実績見込みによる減額補正で、補助率は10分の10でございます。

5節臨時福祉給付金事業費補助1,150万円の減額は、臨時福祉給付金の実績見込みによる減額補正で、補助率は10分の10でございます。

6節子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助51万1,000円の減額は、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費の実績見込みによる減額補正で、補助率は10分の10でございます。

7節子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助300万円の減額は、子育て世帯臨時特例給付金の実績見込みによる減額補正で、補助率は10分の10でございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1節住宅費国庫補助金は169万5,000円の減額で、歳出での木造住宅耐震補強工事補助の減額に伴うものとなります。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 2節土木費国庫補助金で3,255万5,000円の減額でございます。狭あい道路整備等促進事業の補助でございます。国の交付金と合わせ減額をするものでございます。補助率は50%でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 4目教育費国庫補助金の1節就学援助費国庫補助金で20万7,000円の減額をお願いしています。これは就園援助費の実績人

数の減によるものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 2節義務教育費国庫補助金で374万円の減額をお願いしております。これはみょうじょうこども園の太陽光の発電の導入事業を実施予定でございましたが、幼保連携型のこども園にしたことによりまして、この補助事業の採択を受けなくなりましたので、減額をさせていただくものでございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 県支出金ですけども、1節の国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分で1,605万5,000円の増額をお願いしています。県負担金の確定に伴うものでございます。補助率は4分の3です。

2節国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分で118万4,000円の増額をお願いしています。県負担金の確定に伴う増額で、補助率は4分の1であります。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 3節児童保育費負担金で71万2,000円の減額をお願いしています。これは明和ゆたか保育園に支払う県からの運営費の負担金で、園児数の実績見込みによる減額です。補助率4分の1です。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 4節障がい者自立支援給付費負担金131万7,000円の追加補正は、介護給付費の追加補正に対する負担金で、補助率は4分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 5節後期高齢者医療保険基盤安定負担金は165万6,000円の増額をお願いしております。県負担金の確定に伴う増額で、補助率は4分の3であります。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

- 福祉保健課長（下村由美子） 県補助金で、2目民生費補助金375万2,000円の追加補正をお願いしています。1節社会福祉費補助金で413万8,000円の追加補正をお願いしています。子ども医療費補助83万5,000円と一人親家庭等医療費補助55万円の追加補正は、各医療費の実績見込みによる県補助の追加分となります。補助率はおおむね2分の1でございます。
- 議長（辻井 成人） こども課長。
- こども課長（世古口哲哉） 放課後児童対策費補助で87万3,000円の増額をお願いしています。これは児童数の増に伴う補助枠の変更に伴うものです。
- 議長（辻井 成人） 長寿健康課長。
- 長寿健康課長（小池 弘紀） 施設開設準備経費助成等特別対策事業補助で188万円の増額をお願いしております。歳出でご説明しましたJA多気郡の小規模多機能居宅介護事業所建設に伴う追加交付で、補助率は10分の10です。
- 議長（辻井 成人） 教育総務課長。
- 教育総務課長（西田 一成） 2節児童福祉費補助金のうち、三重県少子化対策市町創意工夫支援交付金で6万円の追加補正をお願いしております。これは歳出のときに農水商工課長が財源振り替えで説明をさせていただきました、町商工会が行った婚活事業に対する町の補助金の交付がこの交付金事業の対象として認められましたため、県から2分の1の補助を受けるものでございます。
- 議長（辻井 成人） こども課長。
- こども課長（世古口哲哉） 同じく2節で低年齢児保育事業補助で44万6,000円の減額をお願いしています。これは県の補助基準額の減に伴うものです。
- 議長（辻井 成人） 上下水道課長。
- 上下水道課長（菅野 亮） 3目、1節衛生費補助金29万6,000円のうち、合併処理浄化槽設置事業補助で16万4,000円の減額をお願いしております。金額確定による減額でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） がん検診推進事業補助で46万円の増額をお願いしています。県負担金の確定に伴う増額でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 5目農林水産業費補助金、1節農業費補助金で歳出でご説明させていただきましたパイプライン工事の計画書作成、国費100%でさせていただいておる事業の歳出減額に伴います歳入の減額でございます。

また、農業委員会費、一般財源で見込んでおりましたが、歳出で補助金を組み替えさせていただいたことによります農業委員会費交付金6万8,000円と、機構集積補助金8万8,000円を計上させていただいております。

次に、水産業費補助金といたしまして、事業費確定に伴うもので事業費の50%、10万円を計上させていただいております。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1節木造住宅耐震補強工事補助は150万円の減額で、歳出での木造住宅耐震補強工事補助の減額に伴うものとなります。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 同じく1節土木費補助金の地籍調査補助金で46万4,000円の減額をお願いいたします。これは歳出の事業実績に伴うものです。補助金率は4分の3です。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 7目教育費補助金の1節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助で40万円の減額をお願いしています。これは実績見込みによる減です。

続きまして、地域による土曜日等の教育支援事業補助です。これは皇學館との館学連携の土曜教室への補助ですが、10万円の増をお願いしています。これは開催回数の増に伴うものです。

次の地域による学力向上支援事業補助の30万2,000円の増は、学校支援ボランティアのコーディネーターの単価アップに伴う補助の増です。

- 議長（辻井 成人） 防災企画課長。
- 防災企画課長（中谷 英樹） 3節各種統計調査委託は26万1,000円の減で、実績に基づき減額するものでございます。
- 議長（辻井 成人） 総務課長。
- 総務課長（北岡 和成） 4節選挙委託金で371万1,000円の減額は、県知事・県議会議員選挙委託で、委託料の内示による183万5,000円の減と、衆議院議員選挙委託費は確定によるもので187万6,000円の減です。
- 議長（辻井 成人） 長寿健康課長。
- 長寿健康課長（小池 弘紀） 18款、2目の後期高齢者医療特別会計繰入金で、490万1,000円の増額をお願いしております。前年度の後期高齢者医療特別会計への事務費及び療養給付費負担金の精算に伴う一般会計への繰入金でございませう。
- 議長（辻井 成人） 総務課長。
- 総務課長（北岡 和成） 15款繰越金で、1目繰越金は6,081万4,000円の追加補正でございませう。前年度繰越金を見ております。
- 議長（辻井 成人） 税務課長。
- 税務課長（世古口和也） 款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料、1目延滞金で200万円の増額補正でございませう。実績見込みによる増額でございませう。
- 議長（辻井 成人） 戻って総務課長、この繰入金の地域づくり繰入金のところの説明がなかったん違ひませうか。
- 総務課長（北岡 和成） 18款繰入金で4目地域づくり基金繰入金10万1,000円の減額でございませう。地域づくり交付金の上御糸地区への減額でございませう。
- 議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 20款諸収入、2目の雑入で21万3,000円の増額をお願いしております。各種健診等自己負担金で健診受診者の増加によるものでございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 21款町債で、2目農林水産業債で1,170万円の減額です。1節の農業施設債で1,180万円の減額は、県営経営体基盤整備事業でございまして、2節の水産施設整備事業債で10万円の追加は、漁港整備事業によるものでございます。

3目の土木債で1,880万円の減額をお願いしております。1節の道路整備事業債は、社会資本整備総合交付金事業で1,120万円、狭あい道路整備等促進事業で3,000万円の減額でございまして、

続きまして、ページめくっていただきまして、4目の教育債で1億920万円の追加をお願いしております。1節学校教育施設等整備事業債でございまして、学校教育設備等の事業に伴うものでございます。以上です。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、86ページ、第2表 繰越明許費をお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 3款民生費、1項社会福祉費の社会保障税番号制度、国民健康保険業務で277万2,000円の繰越明許をさせていただきます。マイナンバーに対応する国民健康保険業務のシステム設計及びソフトウェアの購入経費を計上していましたが、国の仕様書づくりが遅れたため、仕様書に合わせた自治体のシステム改修が遅れ、年度内に完成できないためでございます。

3款民生費、1項社会福祉費の社会保障税番号制度後期高齢者医療業務で、150万1,000円の繰越明許をさせていただきます。後期高齢者医療特別会計への繰出金で、詳細につきましては特別会計で説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 3款民生費、1項社会福祉費で社会保障税番号制度、障がい者福祉業務で238万3,000円の繰越明許をお願いしております。マイナンバー制度に対応する障がい者福祉関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費ですが、国の仕様書の提示が遅れたため、現在、システム等の設計開発途中で年度内での完了が困難なため、繰越明許をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 3款民生費、1項社会福祉費の社会保障税番号制度高齢者福祉業務で268万1,000円の繰越明許をさせていただきます。介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては特別会計で説明させていただきます。

同じく、社会保障税番号制度の国民年金業務で76万1,000円の繰越明許をさせていただきます。マイナンバーに対応する国民年金業務のシステム設計及びソフトウェア購入の経費を計上していましたが、国の仕様書づくりが遅れたため仕様書に合わせた自治体のシステム改修が遅れ、年度内に完成ができませんためでございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 3款民生費、2項児童福祉費で社会保障税番号制度児童福祉業務で259万円の繰越明許をお願いしています。マイナンバー制度に対応する児童福祉関連のシステム設計開発に要する経費及びソフトウェア購入に要する経費ですが、国の仕様書の提示が遅れたため、現在、システム等の設計開発途中で年度内での完了が困難なため、繰越明許をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4款衛生費、1項保健衛生費の社会保障税番号制度健康管理業務で97万7,000円の繰越明許をさせていただきます。マイナンバー制度で同じような理由でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

6 款農林水産業費、水産業費で水産物供給基盤機能保全事業で5,920万円の繰越をお願いさせていただいております。下御糸漁港機能保全事業でございます。水産庁との協議に時間を要したため、発注が遅れたことにより年度内の完成が見込めなくなりましたので、全額5,920万円を次年度へ繰越をお願いさせていただくものでございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 8 款土木費、2 項道路橋りょう費でお願いをしております社会資本整備総合交付金事業は、12月の変更追加分で年度内に工事完了ができないことから、繰越明許をお願いをするものでございます。

2,743万7,000円を下御糸小学校通学路整備工事で繰越明許をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 10款教育費、2 項小学校費、事業名は学校体育諸施設整備事業で1 億9,830万円です。これは斎宮小学校プール建設工事費で、この度の国の補正予算を受けて内定をいただきましたので、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、同じく10款教育費、2 項小学校費で、大規模改造空調機設置事業でございます。1 億557万2,000円でございます。同じ理由によりまして斎宮小学校と明星小学校の空調工事の内定を受けましたので、繰越明許をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、87ページ、第3表 債務負担行為をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 87ページの債務負担行為につきまして、ご説明を申し上げます。

事項は明和中学校給食調理業務委託料です。消費税の引き上げに伴いまして、29年度までに不足する3%分について、限度額の追加補正をお願いするものでございます。金額は181万8,000円でございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、88ページ、第4表 地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） それでは、第4表地方債補正でございます。起債の目的でございますが、一番左側、県営経営体基盤整備事業は、補正前2,360万円を補正後1,180万円に、漁港整備事業は補正前2,650万円を補正後2,660万円に、社会資本総合交付金事業では、補正前1億430万円を補正後1億1,550万円に、狭あい道路整備等促進事業は、補正前4,700万円を補正後1,700万円に、学校教育施設等整備事業は、補正前は1億4,400万円を補正後2億5,320万円に、それぞれお願いするものでございます。以上です。

◎議案第19号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第19号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の92ページ、第2表繰越明許費、93ページ、第3表地方債補正も合わせてお願いします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） それでは、斎宮跡保存事業特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

特別会計の予算書、7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1款総務費、2目保存活用費で205万8,000円の減額でございます。

これは内訳といたしまして土地公有化事業でございますが、13節委託料で156万8,000円の減額、内訳といたしましては土地買上げに伴う用地測量委託

料で100万円の減額、また、建物補償調査委託料で56万8,000円の減額でございますが、これらは実績に伴う減額でございます。

次に、17節公有財産購入費で49万円の減額をお願いします。これは土地買上事業の確定に伴う町単分の減額でございます。

続きまして、4目歴史的風致維持向上計画推進費で2億8,536万8,000円の減額をお願いします。これは歴史的風致維持向上計画事業での社会資本総合整備計画交付金の確定に伴い、当初予定しておりました事業を変更したことにより、関係予算を減額するものでございます。

8ページの、まず7節賃金で50万円の減額、これは発掘作業員賃金でございまして、実績見込みでございます。

次に、12節役務費で33万円の減額、これも当初予定しておりました事業、維持管理倉庫の建築確認手数料で、事業を新年度に見送ることに伴う減額でございます。

次に、13節委託料で1,892万4,000円の減額、内訳といたしまして、測量基準点等委託料で10万円の減額、これは実績見込みに伴う減額でございます。また、その下の測量設計等業務委託料1,882万4,000円の減額は、歴街事業の確定に伴うものでございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料で36万6,000円の減、重機等借上料の実績見込みに伴う減額でございます。

次に、15節工事請負費で2億4,279万5,000円の減額、これも歴街事業の確定に伴い工事請負費を減額させていただくものでございます。

17節公有財産購入費で1,900万円の減額、これも歴街事業の土地購入費の確定に伴う減額でございます。

19節負担金補助及び交付金で145万3,000円の減額、これは斎宮駅史跡公園口改札設置工事の入札差金に伴う負担金の減額でございます。

次に、22節補償補填及び賠償金で200万円の減額、これは町道坂本斎宮線沿いの電柱移転に伴う個人住宅への電線引き込みの補償でございますが、東

部整備事業の都合によりまして、新年度27年度に延期をすることによる減額でございます。

続きまして、7ページ、2款公債費、2目利子で47万4,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料で47万4,000円の減額、内訳といたしまして、都市再生整備計画事業債で17万4,000円の減、また一時借入金利子で30万円の減、いずれも実績見込みにより減額を行うものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の5ページ、6ページをご覧くださいと思います。

まず、1款国庫支出金、3目歴史的風致維持向上計画補助金で1億2,622万円の減額でございます。これも事業確定に伴う減額となります。

次に、3款繰入金、1目一般会計繰入金で2,298万円の減額、これも先ほど歳出で説明をいたしました減額補正に伴いまして、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、7款町債、1目土木費1億3,870万円の減額でございます。社会資本整備総合交付金事業の変更による減額でございます。

補正予算は以上でございます。

続きまして、第2表繰越明許費の説明をさせていただきます。

議案書の92ページをご覧くださいと思います。

第2表繰越明許費、1款総務費、1項総務管理費、事業名が土地公有化事業、金額が3,621万3,000円でございます。これは斎宮跡東部整備事業東側の建物移転に伴う建物補償費の繰り越しでございます。

また、その下の歴史的風致維持向上計画推進事業1,660万円につきましては、史跡公園口休憩所から東側の近鉄線路沿いへのフェンスの設置工事でございます。これにつきましては近鉄との距離がもう少し必要を要するということから、新年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、第3表地方債補正の説明をさせていただきます。

93ページでございます。起債の目的は社会資本整備総合交付金事業、限度額 2 億3,710万円を、補正後9,840万円に変更するものでございます。

以上でございます。

◎議案第20号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第20号の説明を、歳入歳出全般でお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成26年度の国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

国保の9、10ページをご覧ください。

1 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費で5,000万円の増額、2 目退職被保険者等療養給付費で3,000万円の減額。

3 目一般被保険者療養費で100万円の増額は支払い見込みによるものでございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費で350万円の増額、2 目退職被保険者等高額療養費で300万円の減額は、支払い見込みによるものでございます。

6 款の共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、2 目保険財政安定化事業拠出金は1,500万円の減額となります。保険財政安定共同化事業拠出金で拠出金の確定により減額するものでございます。

9 款諸支出金、1 項還付金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金は財源振り替えでございます。

次に歳入ですが、戻っていただきまして国保の5、6ページをご覧ください

い。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税で2,100万円の減額、2 目退職被保険者等国民健康保険税で520万円の減額は、・・・見込み額による減額でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金は3,114万5,000円の減額です。これは退職者医療交付金の交付決定によるものでございます。

10款の繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は2,614万6,000円の増額となります。1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分で2,140万8,000円の増額、2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分で473万8,000円の増額は、いずれも繰入金の確定によるものでございます。

11款の繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は3,509万9,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

12款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金は100万円の増額でございます。これは保険税の徴収時の延滞金で収入見込み額によるものでございます。

次に、7、8 ページをお願いします。

3 項雑入の1 目一般被保険者第三者納付金は160万円の増額でございます。交通事故等による第三者納付金の収入見込み額によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議案第21号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第21号の説明を、歳入歳出全般でお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） それでは、歳出からご説明をさせていただきます。

農業集落排水事業特別会計の7ページをご覧ください。

1款、1項、2目維持管理費で1,303万8,000円の減額をお願いいたします。

本年度4月に供用開始をいたしました笹笛処理場の維持管理にかかる経費で、需用費の電気料で504万5,000円の減、施設保守点検等委託料で750万2,000円の減、薬品原材料費で47万5,000円の減額でございます。それぞれ実績見込みによる減額でございます。

続きまして、3目施設建設事業費で450万円の減額をお願いしております。内訳は7節賃金で50万円の減、実績見込みによる減額です。

13節委託料では、施設データ作成業務委託、実施設計業務委託等で300万円の減、15節工事請負費では管路工事に伴う舗装普及工事等で100万円の減でございます。いずれも入札差金及び事業費の精算による減額でございます。

2款の公債費、1項、1目で元金なし、2目利子で202万2,000円の減額をお願いしております。償還金利子及び割引料で実績による減額でございます。

続きまして、第3款諸支出金、基金費で74万4,000円の増額をお願いしております。25節積立金で農業集落排水事業支援事業基金費で74万4,000円、基金積立費でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。

1款、1項、1目、1節農業集落排水事業分担金で409万9,000円の増額をお願いしております。内訳は農業集落排水加入金が99万9,000円、過年度建設事業費分担金が310万円の増額となっております。

続きまして、2款、2項、2目、1節農業集落排水使用料で11万9,000円の増額をお願いしております。過年度農業集落排水使用料分の納付による増額でございます。

5款、1項、1目、1節利子及び配当金で74万4,000円の増額でございます。基金利子の金額確定によるものでございます。

6 款、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金で5,641万円の減額をお願いしております。歳入歳出の精算に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

7 款、1 項、1 目、1 節繰越金で1,750万6,000円の増額をお願いしております。前年度繰越金の金額確定による増額補正でございます。

8 款、2 項、1 目、1 節消費税還付金で1,512万6,000円の追加をお願いいたします。消費税の還付金額確定に伴う増額でございます。

◎議案第22号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第22号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の103 ページ、第2表地方債補正も合わせてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） それでは、歳出からご説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計の9ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目の公共下水道総務費で385万4,000円の減額をお願いしております。19節負担金補助及び交付金で宮川流域下水道負担金の金額確定による減額でございます。

続きまして、2目施設建設事業費で732万3,000円の減額をお願いしております。13節委託料で450万円の減、これは宮川流域関連の基本設計、詳細設計業務等で入札差金によるものです。

また、19節負担金補助及び交付金で、伊勢市公共下水道への建設工事負担金が金額確定により282万3,000円の減額でございます。

2 款、1 項、1 目元金で99万円の減額、同じく2目利子で52万3,000円の減額でございます。それぞれ元利償還金の金額確定による元金及び利子の減額でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。

5 ページをお願いします。

1 款、1 項、1 目、1 節公共下水道事業費分担金で663万円の追加をお願いいたします。内訳は公共下水道加入金が60万円、過年度建設事業費分担金が3万円、公共下水道事業費現年度分担金が600万円となっております。現年度分担金につきましては宮川流域関連公共下水道事業の受益者分担金の一部が、本年度より納付開始となりましたため、増額をさせていただくものでございます。

続きまして、2 款、1 項、1 目、1 節公共下水道使用料で12万2,000円の増額でございます。指定工事店登録手数料が7万円と、工事設計審査及び完成検査手数料が5万2,000円、実績により増額をさせていただくものでございます。

同じく、2 款、2 項の1 目、1 節公共下水道使用料で23万9,000円の増額でございます。過年度分公共下水道使用料の納付による増額でございます。

5 款、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金で1,988万8,000円の減額をお願いいたします。歳入歳出の精算に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

6 款、1 項、1 目、1 節繰越金で1,007万8,000円の増額をお願いします。前年度繰越金の額確定による増額でございます。

7 款、3 項、1 目、1 節雑入で12万9,000円の増額をお願いしております。これは明和浄化センターの施設廃材がありまして、それを売却した収入でございます。

8 款、1 項、1 目、1 節公共下水道事業債で1,000万円の減額をお願いしております。宮川流域下水道分担金と伊勢市建設業負担金の減による減額でございます。

続きまして、議案書のほうの103 ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。

起債の目的は公共下水道事業、限度額が補正前が5,670万円で、補正後が4,870万円に変更でございます。

以上でございます。

◎議案第23号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第23号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の108 ページ、第2表繰越明許費も合わせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 歳出から説明させていただきます。

介護の11、12ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は54万円の減額となります。13節委託料で第6期介護保険事業計画高齢者福祉計画策定業務委託料の契約差金の減額でございます。

3 項介護認定審査費、1 目介護認定審査会費は22万6,000円の減額となります。13節委託料の介護認定審査事務委託料の実績見込みによる減額でございます。

2 目認定調査費は7万7,000円の減額でございます。12節役務費の郵送料の減額で実績見込みによる減額でございます。

2 款の保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費は財源振り替えでございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防2次予防事業費は77万4,000円の減額となります。

11節需用費の通所介護予防事業費の食料費で5万円の減額、12節役務費の生活機能評価事業の郵送料と手数料で18万円の減額、13節委託料で介護予防事業歯科衛生士派遣の減、及び生活機能評価事業の委託料で54万4,000円の減額でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。

次に、介護の13、14ページをご覧ください。

2項の包括的支援事業任意事業、1目介護予防ケアマネジメント事業費で40万6,000円の増額をお願いしています。社会福祉協議会から出向をしていただいています保健師が2月から産休になり、代替職員が必要となったため、その職員との人権費の差額分でございます。

5目任意事業費は118万8,000円の増額でございます。

13節委託料の減額で、電算委託料の減額は要支援の人のケアプランを作成するシステムの更新作業の額の確定によるものでございます。地域自立生活支援事業の配食サービスの減額は、実績見込みによるものでございます。

5款諸支出金、3項基金費、1目介護保険介護給付費準備基金で3,999万9,000円の増額でございます。介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして介護の5、6ページをご覧ください。

1款、1項、1目の第1号被保険者保険料で129万1,000円の減額でございます。1月時点の調定額に収納見込み額を掛けたものを、当初予算の差についてお願いするものでございます。

1節現年度分特別徴収保険料は79万5,000円の減額、2節現年度分普通徴収保険料は49万6,000円の減額になります。

2款、1項、1目介護給付費国庫負担金で457万円の減額でございます。これは国庫負担金の交付決定によるものでございます。

2項、1目調整交付金は967万円の増額、2目地域支援事業介護予防事業は68万3,000円の減額、3目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業は167万2,000円の減額でございます。いずれも交付金の交付決定によるものでございます。

3款、1項、1目介護給付費交付金は727万9,000円の減額、2目地域支援事業支援交付金は319万3,000円の減額でございます。これも交付金の交付決定によるものでございます。

4 款、1 項、1 目介護給付費県負担金は220万4,000円の増額でございます。負担金の交付決定によるものでございます。

次に、介護の7、8ページをご覧ください。

2 項、1 目地域支援事業交付金介護予防事業は34万2,000円の減額、2 目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業は83万8,000円の減額で、いずれも県補助金の交付決定によるものでございます。

5 款、1 項、1 目利子及び配当金は14万1,000円の増額でございます。介護給付費準備基金の利息でございます。

6 款、1 項、1 目介護給付費繰入金で183万8,000円の増額でございます。介護給付費の12.5%です。2 目地域支援事業繰入金介護予防事業で9万7,000円の減額でございます。介護予防給付費の12.5%です。3 目地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業で69万円の減額でございます。包括的支援事業任意事業の事業費で19.75 %です。4 目事務費の繰入金で163万1,000円の増額でございます。歳出の事務費の精算による増額です。

6 款、2 項、2 目の介護給付費準備基金繰入金は2,000万円の減額でございます。前年度の繰越金が多かったため、基金からの繰り入れを減額しました。

7 款、1 目繰越金は6,262万8,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

8 款、3 項、3 目雑入は14万3,000円の増額です。前年度の認定審査委託料の精算による返還金です。

続きまして、議案書108 ページの繰越明許費の説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費の社会保障税番号制度介護保険業務で268万1,000円の繰越明許をさせていただきます。マイナンバーに対応する介護保険業務のシステム設計及びソフトウェア購入経費を計上してましたが、国の仕様書づくりが遅れたためシステム改修が遅れており、年度内に完成できないためでございます。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

◎議案第24号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第24号の説明を、歳入歳出全般、並びに議案書の112 ページ、第2表繰越明許費も合わせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 歳出のほうから説明させていただきます。

後期の7、8ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は95万2,000円の減額でございます。一般管理事務費負担金で22万7,000円の減額、健康診査事業費負担金で13万5,000円の減額、健康診査事業事務費負担金で1万4,000円の減額、保険基盤安定負担金で57万6,000円の減額は、いずれも平成26年度負担金の確定によるものでございます。

4款諸支出金、1目繰出金は490万1,000円の増額でございます。一般会計への繰出金で、前年度の事務費繰入金の精算分が12万7,000円、療養給付費負担金の精算分が477万4,000円でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして後期の5、6ページをお願いいたします。

3款、1項、1目事務費繰入金は37万6,000円の減額、2目保険基盤安定繰入金は57万6,000円の減額です。歳出の広域連合納付金の減額によるものでございます。

4款、1目繰越金は12万7,000円の増額です。前年度の繰越金でございます。

5款、1目雑入は477万4,000円の増額でございます。前年度の広域連合への療養給付費負担金の精算による返還金でございます。

続きまして、議案書の112 ページの繰越明許費の説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費の社会保障税番号制度後期高齢者医療業務で150万1,000円の繰越明許をさせていただきます。マイナンバーに対応する後期高齢者医療業務のシステム設計及びソフトウェアの購入の経費を計上してましたが、国の仕様書づくりが遅れたため、仕様に合わせた自治体のシステム改修が遅れ、年度内に完成できないためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議案第25号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第25号の説明を、収入支出全般でお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算書、企の3、議案書は173 ページの第3条をご覧ください。

収益的支出の1 款、1 項、1 目原水及び浄水費で12万円の増額でございます。内訳は21節動力費で42万円の増、22節薬品費で30万円の減でございます。実績及び精算見込みによる補正でございます。

続きまして、2 目配水及び給水費の18節賃借料で64万9,000円の減額をお願いしております。これは本年度水道管の管路情報システムの機器及びソフトの更新を行いました。更新作業の期間が伸びたことから、本年度の借り上げ期間が短くなったことによる減額でございます。

続きまして、3 目受託工事費の20節工事請負費で85万7,000円の減額でございます。消火栓設置受託工事費の精算による減額でございます。

4目総係費、20節工事請負費で20万4,000円の減額をお願いしております。配水池除草工事の精算による減額でございます。

5目減価償却費、7節有形固定資産減価償却費で554万1,000円の減額でございます。これは会計制度の改正によります償却資産の見直しをいたしまして、当初見込みから減額になったものでございます。

続きまして、2項、3目、1節消費税及び地方消費税で400万円の減額をお願いしております。平成26年度の決算見込みに基づく減額でございます。

次に、収益的収入についてお願いいたします。

予算書企の1をご覧ください。

1款、1項、1目、1節受託工事収益で85万7,000円の減額でございます。消火栓設置受託工事の減額に伴う補正でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

予算書は企の7、議案書は同じ173 ページの第4条をご覧ください。

1款、1項、1目建設改良費で1,364万8,000円の減額でございます。16節委託料で429万4,000円の減額ございまして、配水管移設測量設計業務等の入札差金、及び精算に伴う減額でございます。

20節工事請負費では935万4,000円の減額をお願いしております。配水管移設工事等の入札差金、及び精算に伴う減額でございます。

続きまして、2項、2目、33節量水器購入費で30万円の減額でございます。水道メーターの購入費の精算による減額でございます。

続きまして、資本的収入をお願いいたします。

予算書企の5をご覧ください。

1款、4項、1目、1節工事負担金で533万7,000円の減額でございます。歳出のほうでありました配水管移設工事、及び測量設計業務等の減額に伴う補正でございます。

企の9の補正予定キャッシュフロー計算書、こちらの説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は、説明までですので、質疑、討論、採決は3月10日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時 05分）
